

報酬等に関する開示事項（単体及び連結）

1. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

- (1)「対象役職員」の範囲
- 開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。
- ①「対象役員」の範囲
- 対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。
- ②「対象従業員等」の範囲
- 当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。
- 対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。
- (ア)「主要な連結子法人等」の範囲
- 主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。
- (イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲
- 「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。
- なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
- (ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲
- 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

- (2)対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について
- ①報酬委員会等の整備・確保の状況について
- 当行では、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される選任・報酬委員会を設置しており、取締役および監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役、監査役および執行役員の報酬に関する事項、代表取締役の後継者計画等について、取締役会に助言・提言を行っております。
- なお、当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。
- ②報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数について

	開催回数 (2025年4月～2026年3月)	報酬等の総額
選任・報酬委員会	6回	—

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

- (1)対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

- ①「対象役員」の報酬等に関する方針
- 取締役**
- 当行は「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を取締役会で決議しています。なお、本方針の決定に当たっては「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成されている取締役会の諮問機関です。本方針の内容は以下の通りです。
- (ア)基本方針
- 当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。
- (イ)各報酬の内容および算出方法の決定に関する方針等

報酬種類		報酬額・数の算出方法	報酬枠（株主総会決議）	支給時期
確定金額報酬 （固定報酬）	現金	役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定	月額25百万円内	月例
業績連動型報酬 （短期インセンティブ報酬）	現金	親会社株主に帰属する当期純利益（連結当期純利益）を業績指標として算出	連結当期純利益に応じて0～90百万円	毎年一定の時期
非金銭報酬 （譲渡制限付株式報酬）	株式	役位別に定める基準・職責を考慮して算出	年額100百万円以内 （15万株以内）	毎年一定の時期

(ウ) 個人別の報酬額等の内容の決定については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数を決定する。

監査役

監査役の報酬は確定金額報酬とし、月額8百万円以内とすることを株主総会で決議しており、その配分は監査役会の協議に一任されています。

3. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行及び当行グループの対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

(1) 当行の対象役職員の報酬等と業績の連動について

① 業績連動部分の算出方法について

当行の取締役に對する業績連動報酬は、株主総会で決議された当期純利益を基準とする報酬枠で決定されております。

② 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬等の種類及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法について

2023年度まで付与しておりました株式報酬型ストックオプションに替え、2024年度より株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、譲渡制限付株式報酬を割り当てております。譲渡制限付株式報酬は年額100百万円以内（1年間の株数の上限：普通株式15万株以内）の範囲で割り当ててを株主総会にて決議しております。

なお、2023年度までに付与した株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退任時まで繰延べることとしております。

	行使期間
八十二銀行 第8回新株予約権	2015年7月28日から2040年7月27日まで
八十二銀行 第9回新株予約権	2016年7月26日から2041年7月25日まで
八十二銀行 第10回新株予約権	2017年7月25日から2042年7月24日まで
八十二銀行 第11回新株予約権	2018年7月24日から2043年7月23日まで
八十二銀行 第12回新株予約権	2019年7月23日から2044年7月22日まで
八十二銀行 第13回新株予約権	2020年7月21日から2045年7月20日まで
八十二銀行 第14回新株予約権	2021年7月20日から2046年7月19日まで
八十二銀行 第15回新株予約権	2022年7月20日から2047年7月19日まで
八十二銀行 第16回新株予約権	2023年7月19日から2048年7月18日まで

4. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法について

(1)当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番	イ		ロ	
	対象役員		対象従業員等	
固定報酬				
1	対象役員及び対象従業員等の数		7	—
2	固定報酬の総額（3+5+7）		199	—
3	うち、現金報酬額		173	—
4	3のうち、繰延額		—	—
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		26	—
6	5のうち、繰延額		—	—
7	うち、その他報酬額		—	—
8	7のうち、繰延額		—	—
変動報酬				
9	対象役員及び対象従業員等の数		4	—
10	変動報酬の総額（11+13+15）		90	—
11	うち、現金報酬額		90	—
12	11のうち、繰延額		90	—
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		—	—
14	13のうち、繰延額		—	—
15	うち、その他報酬額		—	—
16	15のうち、繰延額		—	—
退職慰労金				
17	対象役員及び対象従業員等の数		—	—
18	退職慰労金の総額		—	—
19	うち、繰延額		—	—
その他の報酬				
20	対象役員及び対象従業員等の数		—	—
21	その他の報酬の総額		—	—
22	うち、繰延額		—	—
23	報酬等の総額（2+10+18+21）		289	—

(注) 固定報酬には付与金額の決まっている譲渡制限付株式報酬を含んでおります。

(2)特別報酬等に関する事項

REM2：特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ		ロ		ハ		ニ		ホ		ヘ	
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金							
	人数	総額	人数	総額	人数	総額	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項について

(1)繰延報酬等に関する事項

REM3：繰延報酬等

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	90	—	—	—	90
現金報酬額	114	—	—	—	35
株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—
現金報酬額	—	—	—	—	—
株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額	204	—	—	—	125